令和6年度 「地域づくり推進事業」の応募にあたっての注意点

R 6.1月

1. 事務手続きの流れ(詳細は、内定時に送付する「今後の手続きについて」を参照)

(①から番号順に実施。 ⑧~⑫は必要な場合)

| 団体 | | 市 |
|---------------------|--------|--------------|
| ① 事業申請(1/16~2/15) | 書類提出→ | ②審査 |
| | ← 内定通知 | ③内定通知(3月下旬) |
| ④4月1日以降に交付申請 | 書類提出→ | ⑤審査 |
| ⑦事業実施 (⑥交付決定日後の支出が | ← 通知 | ⑥交付決定 |
| 補助対象になります。様式2号の着手 | | |
| 年月日はこの日以降の日付にする。) | | |
| ⑧概算払い申請書・請求書 | 申請書• | ⑨概算払い |
| (概算払いを希望する場合 8 割以内) | 請求書提出→ | |
| ⑩ ④に内容変更がある場合変更申請 | 書類提出→ | ①審査 |
| 事業変更·事業終了 | ←通知 | ⑫決定変更 |
| ⑬実績報告書・効果報告書・請求書 | 報告書• | ⑭精算払い |
| (様式2号の完成予定日はここまでの | 請求書提出→ | |
| 期間を目安に) | | |

2. 「令和6年度」経費区分に関する注意事項を必ずご一読ください。書類不備のため補助対象経費 とならない場合がありますのでご注意ください。

3. 収入・支出について

- ・「補助金」と「自主財源」で総事業費を上回り余剰金が発生した場合は、余剰分の補助金を減額します。
- ・「自主財源」がまったくない団体においては、自主財源の確保に努めてください。
- ・項目をあらかじめ表示していますので、項目に沿った分類で予算を立ててください。
- ・上記 2. のとおり明細が必要な支出があります。実績報告書に添付が必要ですので、書類の整理を お願いします。
- ・食糧費、人件費など補助対象とならない経費も含め、事業にかかるすべての経費を記載してください。

4. 変更申請について

以下の場合は変更申請が必要です。内容によっては変更が認められない場合があります。

- ・⑥の交付決定の補助金額に変更がある場合。
- ・ ④の交付申請に記載した事業内容の主要部分に変更がある場合
- ・支出額の区分が大幅に変わる場合。目安:支出項目ごと約10万円。事前にご相談ください。
- ④の交付申請時の予算書は吟味し、なるべく変更申請がないように提出をお願いいたします。
- 5. 要望書において、客観的に測ることができる目標値を設定し、効果報告書において結果とその 検証を行うようにお願いいたします。事業に対する客観的な効果検証が求められております。
- 6. 令和3年度から、交付回数に応じた補助率・上限額となっております。